

毎週火、金曜日発行(但休日に於ては翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇ 監査公告 厚生部等の定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条の規定に基づき、昭和三十四年度にかかる厚生部、商工労働部各課の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十六年三月十五日

鳥取県監査委員	松 本 利 治
同	荻 原 治 郎
同	井 上 善 一

同	戸 田 俊 巳
監 査 簡 所	執 行 年 月 日
保 險 課	昭和三十五年十月十四日
勞 政 課	同 十三日
職 業 安 定 課	同 十九日
予 防 課	同 十五日
衛 生 課	同 二十五日
婦 人 児 童 課	同 二十日
厚 生 援 護 課	同 二十五日
保 險 課	昭和三十五年十月十四日監査
監 査 委 員	松 本 利 治
同	荻 原 治 郎

一 国保の全具実施に伴い四五の保険者をようし、被保険者数は約三九万人で県人口の六二%を占め、国保事業の健全運営は県民の保健福祉に重大な関係をもつに至つた。この時にあつて県の指導陣容(一係、係長以下七名)は極めて弱体であつて、保険者並びに医療

機関に対する指導監督の万全を期し難い面がうかがわれるので、国保事業の実態を充分検討し、さらに他県の機構等も勘案し、国保行政指導機構の強化拡充につき考慮されたい。

なお、国より配当を受け未設置となつて居る医師の充足につき、速かに善処する要がある。

二 本年度における県下全市町村保険者の赤字額は一八、五〇五千円で、前年度と比較し一、三四三千円減少している。さらにこれを保険財政再建計画実施の保険者について検討してみると、次のとおりで、

鳥取市	千円	
	三三年度	三四年度
鳥取市	二九、三九三	二八、七五七
倉吉市	一、四七三	一、五八三
青谷町	一、五〇二	三五〇
西伯町	六二三	一四四
溝口町	八四三	八〇〇
江府町	一、六八五	八四七

倉吉市を除き逐次改善されている。また、昭和三十四年度に新しく赤字保険者となつたものは、

東伯町 △ 七七九千円
 大栄町 △ 三七二
 伯仙町 △ 二〇九
 泊村 △ 一七四
 八東町 △ 六二

で、このうち東伯町には支払繰延五三二千円があるので、実質的には一、三二〇千円である。保険税収納率(八九・一二%)の向上、給付内容の改善、保険財政の確立につき強力に指導の要がある。

三 市町村保険者の指導監査実施状況は、計画四一に対し実施は二七であり、またこれが、指導監査費は国の委託費だけで賄れているが、前述のとおり赤字団体も相当数あるので、県費予算の措置を講じ監査指導の徹底を期する要がある。

労 政 課 昭和三十五年十月十三日監査

監査委員 松 木 利 治
 同 萩 原 治 郎

一 労働行政の推進は可成り困難な仕事であるが、結局労使双方に対する労働教育の徹底と円滑な労使関係の確立を期することが目標である。このためにはとくに、説得、指導力に富む職員配置を考慮するほか、職員の資質の向上なかなんぞく所外研修に留意されたい。なお第一線機関としての活動上機動力を増強する要がある。

職業安定課 昭和三十五年十月十九日監査

監査委員 松 本 利 治
 同 萩 原 治 郎

一 昭和三十五年三月、中、高校卒業者の就職状況は次表のとおり完全就職していることは結構であるが、就職の円滑あつせんと、より有利就職あつせんのため大阪に労働事務官の常駐と担当職員の増員、東京に労働事務官の期間駐在を図ることが望ましい。

種 別	求職申込数					就職者数					就 職 率	
	中 学 校	高 等 学 校	京 阪 神 地 区	中 京 地 区	京 浜 地 区	其 他	中 学 校	高 等 学 校	京 阪 神 地 区	中 京 地 区		京 浜 地 区
中 学 校	二、四六九	二、七三二	一、四九四	二七八	一	一六六	二、四六九	二、七三一	一、四九四	二七八	一	一〇〇
高 等 学 校	二、七三二	一、〇九七	一、二四一	一	一八六	二〇七	二、七三二	一、〇九七	一、二四一	一	二〇七	九九・九

二 大阪通勤寮の機構運営については、大阪事務所の監査において指摘しているところであるが、一五〇人収容の恒久施設完成も目前にせまつて居るので、これが

方針の早期確立に努められたい。

なお、寮運営費は独立採算制によつて居るが、人件費(寮母賃金)は純県費によつて賄うことが適当と認

められる。

予 防 課 昭和三十五年十月十五日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

一 一般住民検診対象者の把握については、各保健所とも努力しているが、いまだ満足すべき状況でないので、さらに創意工夫し補促的確化と受診率の向上に努力せしむべきである。

なお、予防協会提供にかかるケイリン号の運転手配置につき早急に善処すべきである。

二 精神衛生法に基づく障害者の処理状況は、

保護申請受理件数

九八件

鑑定 件 数

七八件

法二九条該当と診断された件数

三九件

措置入院件数

八件

で、二九条該当件数に対する入院件数の比率は二〇・五％で、前年度に比し三・四九％低下しており、中

国五県中でも対人口ベット数比は極めて低いので、委託病床増加の要がある。

また、措置入院出来なかつたものは、生保一八件、国保一一件、自宅二件、計三一件あるので、これが適正指導とさらに、精神衛生相談所の活動の活ばつ化につき善処の要がある。

衛 生 課 昭和三十五年十月二十五日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

一 保健所技術職員の充実強化については保健所監査において指摘しているが、とくに、食品、環境監視員及び衛生検査技師の充実措置につき善処すべきである。

また、使用料収入の増こうに伴う活動経費の増額措置についても検討の要がある。

二 保健所施設設備については、なお、間接撮影装置並びに試験検査器具の更新及び検査室の内容整備、医師公舎の新設、栄養室内容の充実等配慮すべきものが少

くない。

三 保健所費国庫負担金において、三〇一、一〇〇円歳入欠かんを生じている。

これは、主に国庫負担基本額の低額によるもので、これが増額を国に申請すべきである。

四 中央病院会計における翌年度歳入繰上充用金は逐年増こうし、本年度で四九、六七五、九八〇円に達しますます増加の傾向にあるので、これが根本的解決策を講じ経営の合理化を図るべきである。

また、同病院の職員適正配置、カルテと計算簿照合事務の適正化等の措置につき検討考慮されたい。

五 伝染病予防繰替金取扱事務に関連し小児麻ひ、ワクチン代金等相当額を部外金として保健所に取扱せしめているが、これが取扱につき関係課と協議の上根本的再検討を加え早急に善処すべきである。

婦人児童課 昭和三十五年十月二十日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

一 児童相談所の格上げ、判定指導係の充実による機能の向上、専任心理判定員及び児童福祉司格付実施、奨徳学校専任職業指導員の配置並びに米子、倉吉児童相談所適地移転等につき考究善処されたい。

二 児童福祉施設は年次計画策定により、漸次整備されているが、なお、奨徳学校炊事場、食堂及びあかね寮改築、積善学園暖房装置等整備充実につき検討善処されたい。

三 鳥取大学医学部医師会に経営を委託している整肢学園は逐年事務費(人件費)が増こうし、反面事業費がこれに伴わず今後経営の不健全化が予想されるので、収容定員の引上げによる適正規模による経営の合理化、さらには県営移管施設設備の拡張充実等根本的に検討善処の要がある。

四 母子福祉資金貸付事業について貸付償還事務の合理

化、償還事務費の増額、貸付時並びに事後指導の徹底等に配意し、償還金の計画的回収と資金の効率的運用にさらに努力の要がある。

五 福祉生奨学金償還率は四二・五五%（現年度六一・三三%、過年度一三・〇九%）で極めて低調であり、しかも年々低下している。計画的償還に一層努力するとともに本制度の運用について根本的に検討すべきである。

厚生援護課 昭和三十五年十月二十五日監査

監査委員 松本利治

同 萩原治郎

一 生活保護法による保護対象世帯数は延二五、七〇四、人員七三、〇九四人で前年度と比較すると世帯数一、六四一、人員五、六八四人それぞれ増加している。

また、扶助費は一六三、六八〇、四一六円で基準改訂等により三五、二四〇、六三七円増加している。

さらに、昭和三十四年度における保護率並びに保護

費の状況を前年度と比較してみると、

保護率 (千分比)

区分	年度	県経済分	市経済分	計
三	三	一六・九六%	二〇・七九%	一八・七三%
	四	一八・四〇	二一・三七	一九・七七

保護額

区分	年度	県経済分	市経済分	計
三	三	一、八九四円	二、三七八円	二、一四二円
	四	二、〇八〇	二、七〇七	二、三九三

で、ともに増加し逐年その傾向を示している。保護の適正執行、とくに、査察指導の強化、新規申請に対する法定期限内処理、医療扶助増こうに対処し、診療要否意見書内容精査につきさらに指導配意された。

二 福祉事務所各地区ケース担当状況は各所とも全国平均（六五ケース）を上廻っているほか、身障福祉法関係取扱件数を考慮すると実質的に事務量は過重となっており、本来のケースワークの面に苦慮する実状であるので職員配置の合理化につき検討の要がある。

なお、点的地域における能率的活動を図るため、さらに、機動力の強化整備につき考慮されたい。

三 現業職員の現任訓練につとめている査察指導員及び身体障害者福祉司の格付につき検討の要がある。

四 身体障害者更生指導所の現在のあり方は職業訓練に重点を置き本来の使命である基本的身体機能の回復訓練は等閑に附され、したがってこれらの設備は皆無の状態であり、身体障害者の自立更生を阻害している。これが、根本方針を確立するとともに施設設備の充実強化を図る要がある。

また、巡回相談用自動車の運転手の配置につき善処すべきである。

五 国民金融公庫をして行わしめている遺族及び引揚同胞援護厚生資金貸付金の回収状況は極めて低調にして、しかも未回収貸付金のうちには回収不能と目されるものもある見込なので、これが実態はあくとも回収の促進、資金の効率的運用に努める要がある。

六 社会福祉協議会を通じておこなう世帯更生資金並びに医療費貸付事業に対し補助金六〇〇万円（世帯更生三〇〇万円、医療二〇〇万円、災害復旧一〇〇万円）交付し業務の推進を図っているが、その貸付状況は次表のとおりで、

(単位 千円)

年度別	世帯		更生		資金		医療		費		金	
	貸付 件数	貸付 金額	貸付 件数	貸付 金額	貸付 件数	貸付 金額	貸付 件数	貸付 金額	貸付 件数	貸付 金額	貸付 件数	貸付 金額
三二	九	三、三三	四%	三%	三	一、〇〇一	三%	三%	七	七%	六	三%
三三	二四	三、七九	五	六	三	一、七二	五	四	三	三	五	三%
三四	二〇	四、一〇	五	六	三	一、〇〇	五	四	三	三	六	三%

(注) 災害復旧貸付金を除く。

貸付率が全国平均より相当下廻っている。防貧対策の推進を図るためこれが枠の拡大を図るとともに貸付金の償還率の向上を図り資金の効率的運用につき一層努力の要がある。

七 災害救助基金のうちには財産価値のない衣料品等三一、三二二円が含まれているが、早期整理すべきである。

八 法外活動団体である市町村社会福祉協議会の組織の確立、活動の活発化等育成指導の徹底を期すべきである。

る。なお、これが指導費は極めて僅少であるので関係当局は予算の増額措置につき考慮善処の要がある。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
一部月極 二〇円(配達料共)